



作業員による事故防止について (注意喚起)

本件の概要

2020年8月6日
経済産業省

令和2年5月14日、三重県において、法定検査における貯槽開放作業中に1名が死亡される事故が発生しました。

この事故は、高圧ガス設備である貯蔵タンクの法定検査における貯槽開放作業中に、協力会社の現場責任者が、マンホール開放直後に、作業を予定していない窒素雰囲気下の貯槽内部に、許可を得ず自ら入槽し、酸欠により罹災されたものです。

罹災者は、熟練した作業員であり、かつ、現場責任者の立場にあり、事前に危害発生リスクを十分認識していたと考えられる方でした。このため、事業者の皆様におかれましては、熟練した作業員の方であっても、こうした事故が発生するリスクがあることを踏まえ、作業を行うにあたっては、あらためて、作業の危険性を十分に認識し、常に念頭におくとともに、作業計画に従って作業すること、また、作業に危険性や違和感を感じた場合は、周囲からも声がけるなど、安全管理に一層注意していただきますようお願いします。

お問合せ先

産業保安グループ 高圧ガス保安室
メール：koatsu-gas@meti.go.jp